

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 図書購入規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人九州貸切バス適正化センター(以下、センターと言う)において図書を購入する場合の手続きについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「図書」とは、書籍、定期刊行物、地図等の著作物を言う。

(審査会)

第3条 センターに、センター図書購入審査会(以下、審査会と言う)を置く。

2. 審査会は、センターが購入を検討している図書であって、別に定めるものに関し、その選定及び調整を行う。

(組織)

第4条 審査会は、会長、及び委員をもって組織する。

2. 会長は、センター会長をもって充てる。

3. 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)センター理事

(2)センター監事

(会長)

第5条 会長は、会務を統括する。

2. 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、センター理事会開催時に必要に応じ開催する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、事務局長において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は平成29年4月28日より施行する。

図書購入審査会運営要領

平成 29 年 4 月 28 日

1. 図書購入規程第 3 条 2 項の別に定める図書は、次のとおりとする。
 - (1) 購入価格 10,000 円以上の書籍(定期刊行物及び年度並びに歴年を期して発行される書籍等は除く「六法等」)
 - (2) その他、購入について検討を必要と思われるもの。
2. センターにおいて前項前号に該当する図書を購入するときは、別紙様式による調査書を審査会に提出するものとする。
3. 事務局は、前項の調査書を取りまとめ、審査会に付議するものとする。

図書購入調査書

年 月 日

請求者名

印

図書名	
著者名	
発行所名	
単価	
部数及び冊数	
必要とする理由	
審査	年 月 日
	適 否